

市立小・中学校及び幼稚園の臨時休業について

1. 市立小・中学校及び放課後児童クラブの対応

(1) 市立小・中学校 : 全校を臨時休業とする。

小学校 3 5 校 (分校 1 校を含む)、中学校 1 5 校 (分校 1 校を含む)

(2) 放課後児童クラブ : 小・中学校の臨時休業期間中は閉所 (公設 4 4 クラブ)

(3) 臨時休業期間 : 令和 2 年 4 月 2 0 日 (月) から 5 月 6 日 (祝・水) まで

2. 臨時休業の間の「子どもの居場所」の開設について

(1) 期間 : 令和 2 年 4 月 2 0 日 (月) から 5 月 1 日 (金) までの平日

※土、日、祝日は開設しない。

(2) 時間 : 8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 保護者による送迎、昼食持参

(3) 対象 : ①小学 1 ~ 3 年生及び特別支援学級で、家庭で過ごすことが困難な児童

② 4 年生以上で特別の事情がある児童

※特別な事情 = 児童本人の事情や保護者が仕事を休むことが難しい場合など

(4) 「子どもの居場所」利用見込 : 小学生 9, 677 人のうち・・・約 1, 0 5 0 人 (約 1 1 %)

3. 市立幼稚園の対応

(1) 市立幼稚園 : 全園 (2 5 園) を臨時休業とする。

(2) 臨時休業期間 : 令和 2 年 4 月 2 0 日 (月) から 5 月 6 日 (祝・水) まで

(3) 園児の受け入れ : 臨時休業期間中の平日、家庭で保育ができない場合は、

預かり保育にて受け入れる。昼食持参

(4) 預かり保育時間 : 各園の通常の預かり保育時間

7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 (1 4 園)

8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 (1 1 園)

(5) 預かり保育料 : 保育を必要とする認定を受けている子どもについては、無料

その他の子どもについては、通常の預かり保育料が必要

(6) 預かり利用見込 : 園児 1, 093 人のうち・・・約 1 2 0 人 (約 1 1 %)